

●香川県選挙管理委員会告示第107号

平成24年12月16日執行の最高裁判所裁判官国民審査につき、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第27条第2項及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第16条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、審査分会長及びその職務代理者を次のとおり選任する。

平成24年12月4日

香川県選挙管理委員会委員長 白井敏雅

審査分会長		審査分会長職務代理者	
住所	氏名	住所	氏名
高松市木太町3790番地2	岡興司	高松市上福岡町791番地1	秋山徳光